

公 告

郵便入札による一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程（昭和 47 年水道局規程第 2 号）により準用する高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 16 日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 高知市上下水道局高地区流末施設点検業務委託
- (2) 業務場所 高知市一宮外
- (3) 業務概要 高地区流末施設（ポンプ所・配水池）の設備・装置等の巡回点検及び維持管理等業務
  - ア 保守巡回点検業務
  - イ 故障・緊急時の対応業務
  - ウ 臨時巡回点検業務
  - エ 施設点検マニュアル検証・修正業務
  - オ 事務業務
- (4) 委託期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までとする。  
ただし、契約締結日から令和 8 年 7 月 31 日（業務開始日の前日）までを引継期間とし、発注者及び前受託者から技術指導等必要な引継ぎを受ける期間とする。
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 無

2 入札の方法

郵便入札

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙のとおり

## 別紙

### 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

この業務への入札に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 高知市上下水道局の令和 8・9 年度物件等競争入札参加有資格者であり、「建物・機械設備等保守」に登録がされている者
- (3) 公告日から開札日までの間において、高知市上下水道局から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則 28 号）第 4 条各号のいずれかに該当しない者
- (6) 入札に参加を希望する者の間の関係が、次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 資本関係が、以下のいずれかに該当する二者でないこと
    - (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
    - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
  - イ 人的関係が、以下のいずれかに該当する二者でないこと。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
    - (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
      - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
        - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
        - (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
        - (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
        - (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
      - b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
      - c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
      - d 組合の理事
      - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
    - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に

兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合は、上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係その他の入札の適正さが阻害されると認められる関係でないこと。

(7) 国又は地方公共団体等の発注による公告日の属する年度の前年度以前の10か年度（平成28年度～令和7年度）の間に、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項で規定する水道施設（排水処理施設のみは除く。以下「水道施設」という。）における電気・機械設備を含む運転管理業務（施設の運転操作監視及び水質監視）又は維持管理業務（本業務仕様書中特記仕様書第2項第1号に掲げる業務を含む）の元請業者として、1年以上履行した実績を有する者。

(8) 次のア、イに掲げる従事者を直接雇用し、選任かつ配置できる者であること。

ア 総括責任者

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(ア) 水道（浄水又は管路）施設管理技士 2級以上（公益社団法人日本水道協会）

(イ) 水道施設における電気・機械設備を含む点検業務（排水処理施設のみの業務は除く）の実務経験5年以上を有すること。

イ 点検従事者

点検時は2名以上とし、うち1名は次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、総括責任者との兼務は不可とする。

(ア) 水道（浄水又は管路）施設管理技士 3級以上（公益社団法人日本水道協会）

(イ) 水道施設における電気・機械設備を含む点検業務（排水処理施設のみの業務は除く）の実務経験3年以上を有すること。

## 2 一般競争入札参加申請の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、次のとおり参加申請書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この業務の入札に参加することができる。

- (1) 提出書類 制限付き一般競争入札参加申請書
- (2) 提出方法 mail または郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）
- (3) 宛 先 E-mail [kc-240603@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-240603@city.kochi.lg.jp)  
郵送宛先 第8項第3号の宛先に送付すること。（別図1参照）
- (4) 提出期限 令和8年6月25日(木)（必着）

## 3 入札参加資格審査の結果

申請のあった者には、入札参加資格の結果を入札参加資格結果通知により通知する。

- (1) 通知日 令和8年6月30日(火)
- (2) 方法 FAXにより通知し、通知書（原本）は別途郵送する。

## 4 入札参加資格の喪失

前項の入札参加資格決定通知後において、当該通知をされた者が第1項各号に掲げる参加要件を満たさなくなったとき、又は入札参加資格申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本業務の入札に参加することができない。

## 5 契約条項を示す場所

高知市上下水道局浄水課

## 6 仕様書の閲覧

仕様書の閲覧は次のとおり行うものとする。

### (1) 仕様書の閲覧

- ア 場所 高知市針木北一丁目 15 番 15 号 浄水課  
イ 期間 令和 8 年 6 月 16 日 8 時 30 分から同年 7 月 3 日 17 時 15 分まで  
(ただし、土曜日、日曜日を除く。)

### (2) 電子データでの閲覧

- ア 場所 高知市上下水道局 (浄水課) ホームページ  
イ 期間 令和 8 年 6 月 16 日から開札日まで

## 7 質疑書の受付、回答の時期及び方法

- (1) 受付場所 高知市針木北一丁目 15 番 15 号 上下水道局浄水課  
(2) 提出方法 FAX 又は持参によること。(郵送は認めない。) なお、FAX により提出した場合は、電話により着信を確認すること。  
(3) 受付期間 令和 8 年 6 月 16 日 8 時 30 分から同年 6 月 19 日 17 時 00 分まで  
(4) 回答時期 令和 8 年 6 月 23 日(火)  
(5) 回答方法 回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局浄水課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局浄水課のホームページに掲載する。

## 8 入札手続等に関する事項

### (1) 入札書の書き方

第 3 項により入札参加資格がある旨の通知を受けた者は、以下の内容により入札書を提出すること。

ア 入札書には、記名及び押印(押印を省略する場合は、責任者氏名、担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記載)すること。

イ 入札金額は、アラビア数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、金額を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書の日付は、開札日(令和 8 年 7 月 8 日)とすること。

### (2) 提出方法

入札書類は、ア及びイに定める方法により作成された二重封筒へ封かんし、郵送するものとする。郵送の方法は一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとする。(別図 2 参照)

ア 入札書の封筒への封かん及び当該封筒への記載事項

入札書を封筒に入れ封をし、当該封筒(以下「内封筒」という。)の表には、業務名、入札者の氏名(法人にあっては、名称及び入札する権限を有する者の職名、氏名とする。以下同じ。)及び「入札書」の文字を明記すること。(別図 2 参照)

ただし、内封筒に業務名及び入札者の氏名の記載のないものについては、開封しないものとし、当該内封筒を提出した者は、その入札を辞退したものとする。

イ 内封筒の郵送用封筒への封かん及び当該封筒への記載事項

アにより入札書を入れて封かんした内封筒を別の封筒に入れ封をし、当該封筒には、業務名、開札日及び入札者の住所(所在地)、氏名並びに「入札書類在中」及び「親展」の文字を明記する。(別図 2 参照)

### (3) 郵送宛先

郵便番号 780-8087 高知市針木北一丁目 15 番 15 号

高知市上下水道局浄水課

(4) 提出期限

令和8年7月3日(金) (必着)

提出期限までに入札書類が到達していない場合は、本業務の入札を辞退したものとみなす。

(5) その他

入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、開札日時までに辞退届を提出すること。提出方法は、持参又は郵送によるものとし、郵送宛先は第3号と同じとする。

## 9 入札執行の日時及び場所等

入札参加者は、第8項に定める方法によって入札書を提出することによりこの一般競争入札に参加することができる。

(1) 開札日時

日時 令和8年7月8日(水)午前10時から行う。

場所 高知市針木北一丁目15番15号 上下水道局浄水課  
管理本館3階会議室

(2) 開札時の立会

開札には、当該入札事務に関係のない上下水道局職員を立会人として選出し、開札に立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定

ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、当該入札においては、最低制限価格を設定しない。

イ 同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとし、当該入札事務に関係のない高知市上下水道局職員が入札者に代わってくじを引くものとする。

ウ 入札書の押印が省略されている場合、決定しようとする事業者に対し、入札書に記載された連絡先に連絡し、本件責任者及び本件担当者の在籍確認を行った上で落札決定を行う。

(4) 入札保証金

入札保証金は、高知市契約規則第8条第2号の規定により免除とする。

(5) 入札の無効

ア 高知市契約規則第20条各号の規定に該当する入札者の入札は、無効とする。これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

イ 入札書類が内封筒に入れられていないとき又は内封筒が封緘されていないときは、その入札は失格とする。

## 10 契約締結に関する事項

(1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。

ア 第1項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

イ 高知市上下水道局から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。

ウ 入札資格者の資格に該当しなくなったとき。

(3) 第2号により、落札者の資格が取り消された場合には、当該落札者を除いた参加申込者のうち、落札額の範囲内で最低の価格で入札を行ったものを新たに落札者とする。

## 11 費用負担

入札への参加及び契約に関する一切の費用は、申込者の負担とする。

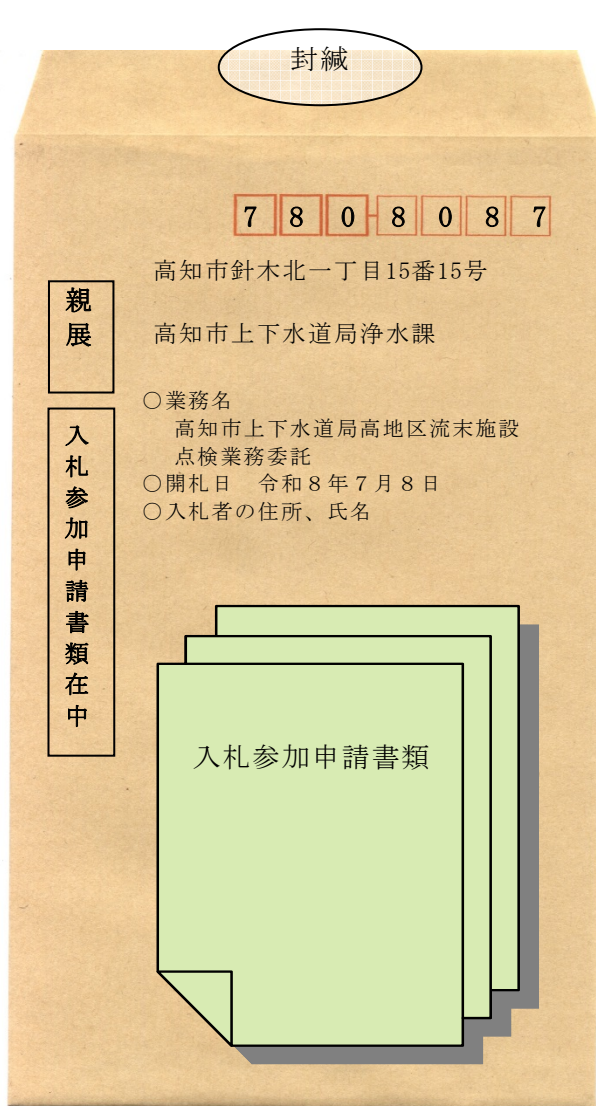
## 12 補足

- (1) 入札希望者は、高知市契約規則、物件等一般競争（指名競争）入札参加者の心得を了知した上で、入札するものとする。
- (2) 本案件は、契約書を作成する場合電子契約が可能であるため（請書による場合を除く。）、希望する場合は、落札決定以降直ちに『別記様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法により浄水課（kc-240603@city.kochi.lg.jp）に提出すること。（※『別記様式「電子契約利用承諾書」』：企画財務課ホームページ - 入札・契約制度 - 電子契約サービスの導入について）

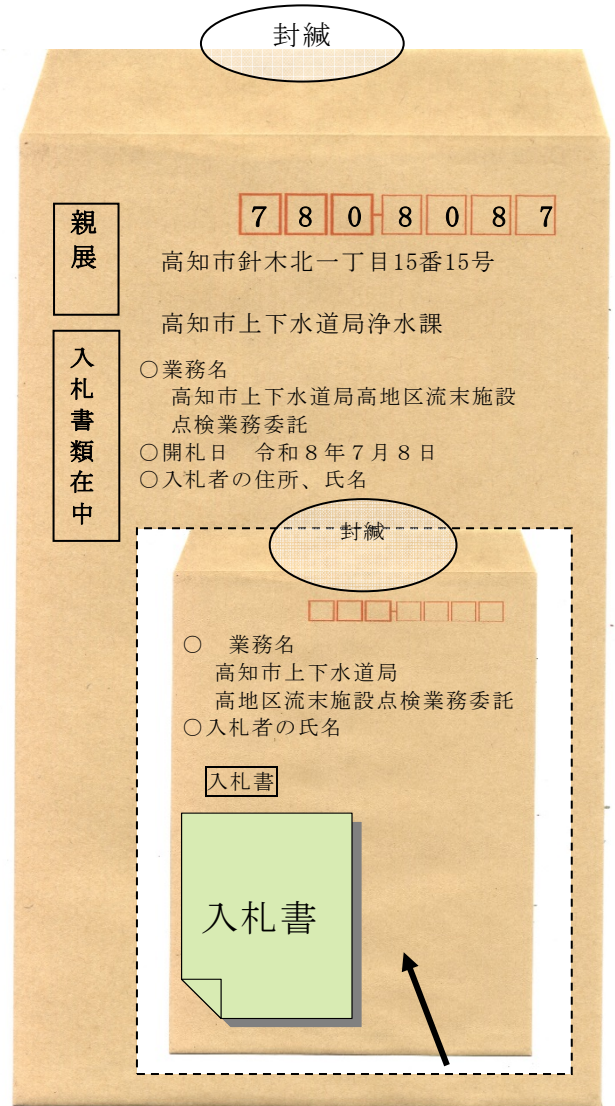
## 13 問合せ先

高知市上下水道局 浄水課 担当：山中・畠中・濱口  
住所 高知市針木北一丁目15番15号（針木浄水場）  
電話 088-843-8630 Fax 088-843-3827  
E-mail [kc-240603@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-240603@city.kochi.lg.jp)

# 【別図】



別図1 入札参加申請書類封入封筒  
(令和8年6月25日(木)必着)



別図2 入札書類封入封筒  
(令和8年7月3日(金)必着)